

農業集落排水の整備のために

～農業基盤整備資金のご案内～



農業集落排水処理施設（外観）

農業集落排水事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全及び農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図ることを目的として、し尿、生活雑排水等の汚水や汚泥、雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設の整備改修を行うものです。

農業基盤整備資金は、農業集落排水事業として実施する浄化槽の設置、各家庭までの排水管敷設工事、更にはトイレ、浴室、洗面所の改修等、国の補助対象にならない部分に係る工事費用に対し、有利な借入条件で利用頂ける制度資金です。

長崎県土地改良事業団体連合会

（愛称：水土里ネット長崎）

■ 農業集落排水事業の概要

人口が密集している都市部と、小さな集落が散在する農村部とでは空間特性が著しく異なっています。

農村の排水処理施設は、農村の特性にあわせた小規模分散型の農業集落排水事業で、効率的に整備する必要があります。

■ 農業集落排水事業の実施によるメリット

◆ 短時間で整備が完了

公共下水道は対象地域が広いことなどから、完成までに長い年月を要します。
一方、農業集落排水は単独又は複数の集落毎に整備するので、6年間の限度工期内で整備できます。



処理場外観

◆ 少ない負担で大きな効果

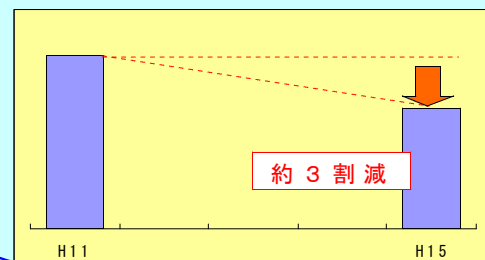
農業集落排水は処理施設で一括処理を行うため、維持管理コストの低減と安定した処理性能の実現が可能です。

なお、建設コストに維持管理コストを加えた総合コストでは、農業集落排水がコスト的に有利となります。

《集落排水・浄化槽のコスト比較》 単位：万円/人

区 分	集落排水施設	浄化槽
① 建設費	84.1 〔汚水処理場 21.5〕 〔管渠施設 62.6〕	29.6
② 維持管理費	0.7	2.2
③ 総合コスト (①/④+②)	2.05 (年当たり) 〔処理人口10,000人の場合〕 1.17 (年当たり)	3.30 (年当たり)
④ 耐用年数	汚水処理場：35年 管渠施設：85年	26年 〔躯体：30年〕 〔機器：11年〕

《新規地区1戸当たり事業費の推移》



比較の条件
集落排水施設：処理人口1,000人
浄化槽：5人槽、1戸当たり3人

※ 汚水処理施設整備関係3省による「統一的な経済比較を行うための建設費等の統一」(平成12年10月11日付け3省課長通知)を基に作成。

※ 環境省「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル」では、平均世帯人数を3人で設定。(平成10年度の日本の平均世帯人数：2.81人)

◆地域一体的な水環境の改善

水環境の改善に欠かせないのが、地域一体での取り組みです。

浄化槽の整備は多くの場合、個人に委ねられるため、設置の足並みにバラツキを生じますが、農業集落排水は地域全体で水質の着実な向上を目指します。

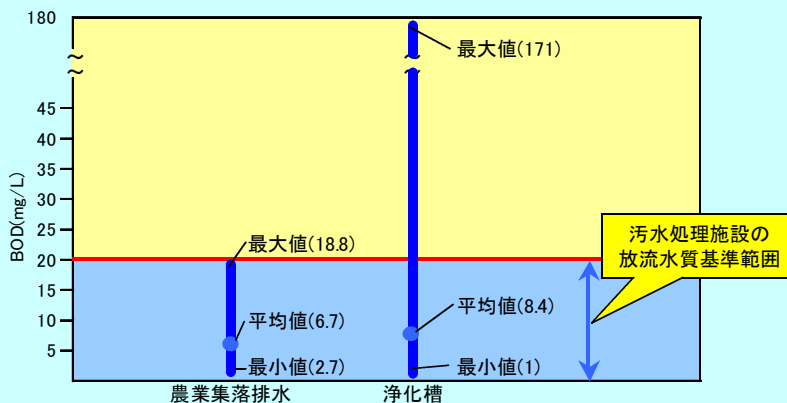


きれいになった集落内水路に沿って通学

◆適正な維持管理で、安定した処理性能を実現

市町村が一括管理する農業集落排水は、適正な維持管理により良好な処理水質が確保され、地域の水環境改善に貢献します。

《農業集落排水と浄化槽の放流水BOD値の比較》



●農業集落排水に比べて浄化槽では、維持管理の状況により処理水質にバラツキがみられます。

※平成10、12年度3省連携事業認定市町村における実測データより作成

◆汚泥の農地還元で有機資源のリサイクルを推進

農業集落排水施設の整備に併せて汚泥のコンポスト化施設を一体的に整備できます。

処理水の再利用と併せ、汚泥を効果的に収集・処理することにより、水と有機資源のリサイクルが実現します。



コンポスト化施設内部



■ ■ 農業集落排水事業に係る融資制度

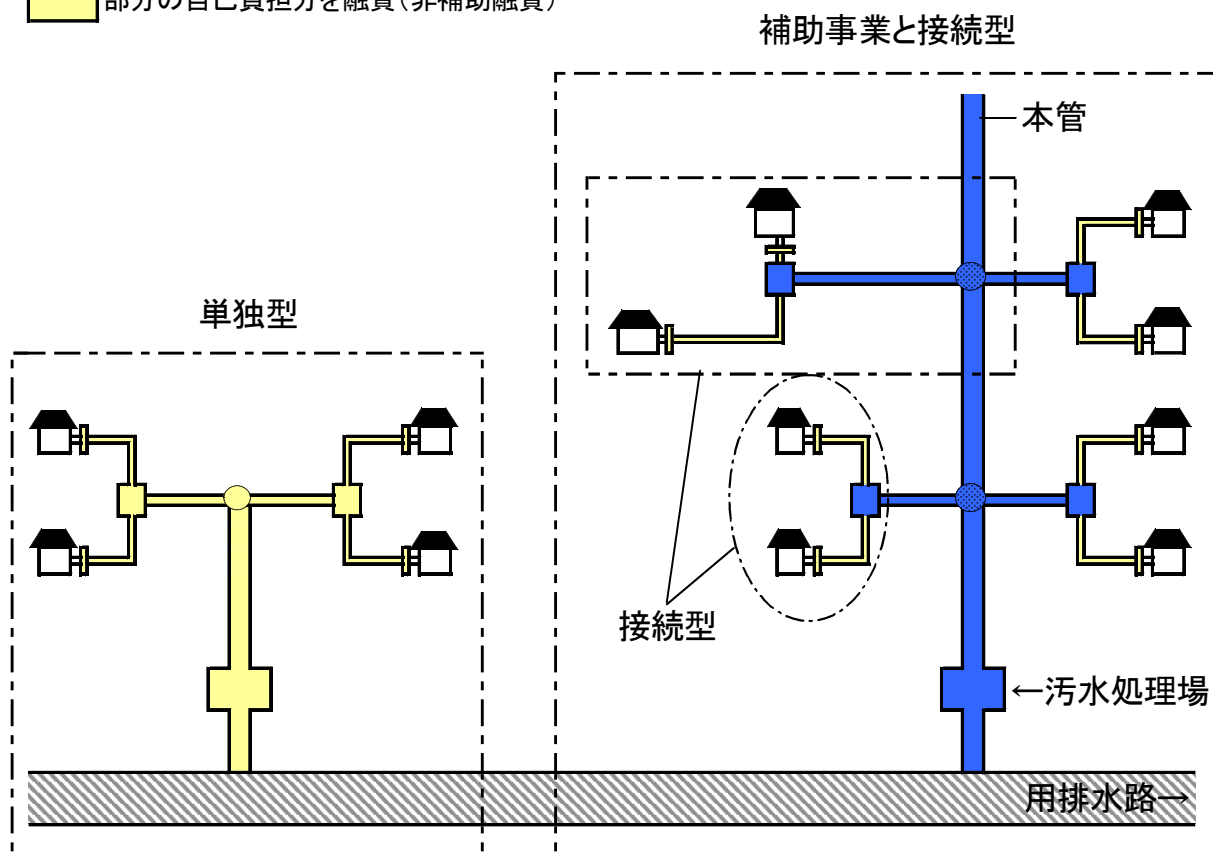
農業集落排水事業は、通常、国の補助事業として実施されますが、事業に必要な経費のうち、国等の補助金以外の受益者が負担する部分（分担金といいます。）については、農林漁業金融公庫資金等の融資対象となっています。

また、配管、家屋内の施設等は個人負担となりますが、個人負担分についても低利な農業基盤整備資金の融資を受けることができます。

なお、国の補助事業により整備した農業集落排水施設の受益者分担金に対する融資については**補助残融資**、国の補助によらないで整備した農業集落排水施設に対する受益者分担金や宅内配管等、自己において整備すべき部分に対する融資を**非補助融資**とよんでいます。

■ 農業集落排水事業の融資対象範囲

-  部分の分担金を融資(補助残融資)
-  部分の自己負担分を融資(非補助融資)



■ご利用いただける方

- 農業を営む方が構成員の5割を超える団体（維持管理組合など）
- 農業を営む方
- 農業振興法人

■融資条件

償還期間：25年以内（うち据置期間10以内）

金利：補助残融資（県営）0.55%、（団体営）0.40%

非補助融資 0.40%（平成30年11月19日付）

なお、借入時の金利は、金融情勢により変動します。

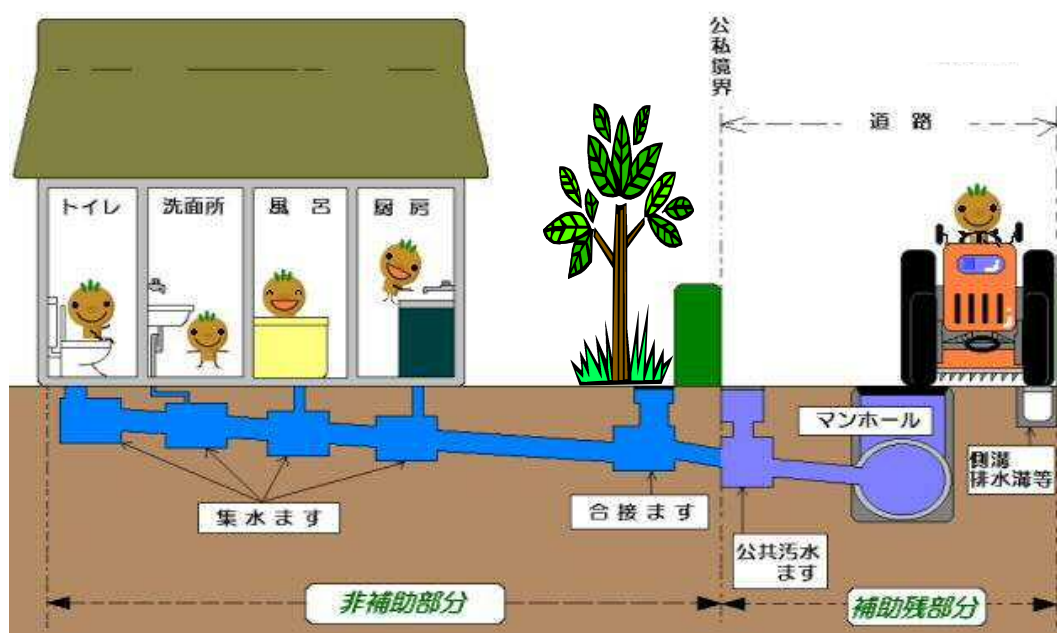
最新の金利は、最寄りの㈱日本政策金融公庫支店にご確認下さい。

■融資限度額

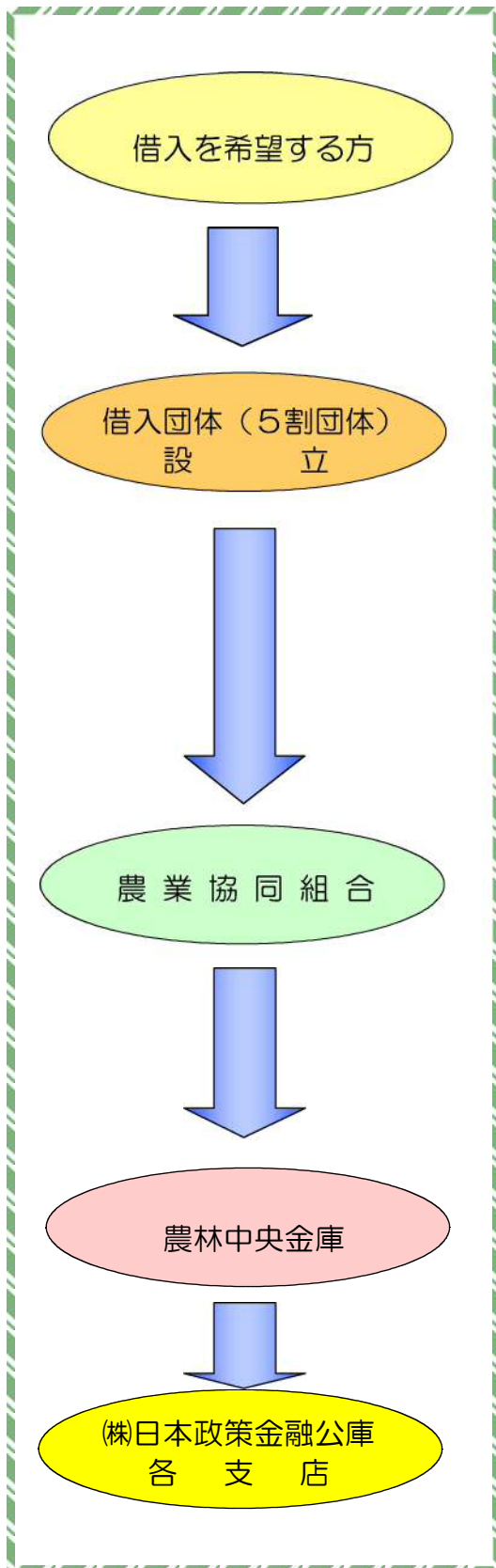
融資対象となる工事内容	融資限度額
宅地内配水管の敷設 屋内排水管の敷設 集水ます・合接ますの設置	負担額の全額
便器の更新、トイレの改修	
浴室の改修	100万円
台所の改修	50万円
洗面所の改修	10万円
污水处理施設、管路施設等の復旧工事	負担額の全額

（注）借り入れできる最低限度額は1件50万円です。（ただし、污水处理施設・管理施設等の復旧工事の場合は、1件10万円からご利用頂けます。）

例えば、構成員10戸の維持管理組合が100万円（1戸当たり10万円）を借り入れる場合は、50万円を超えますので融資対象となります。



■ ■ 農業基盤整備資金の借入れの流れ（維持管理組合等、団体のケース）



- 借入希望額の合計が50万円以上
（農家の方・非農家の方）

- 農業を営む方が構成員の5割を超える団体を
設立して頂きます。
（借入希望者の全員が農業を営む方の場合は
団体設立の必要はありません。）

- 団体名で農業協同組合へ借入申込みをして頂
きます。（その際、団体の代表者等の連帯債
務者が必要です。ただし、担保は必要ありま
せん。）

- 農業協同組合から農林中央金庫（農林中金）
へ借入申込みをして頂きます。

- 審査後、融資を決定致します。

■■パンフレットの内容に関する問い合わせ先

長崎県農林部農業経営課金融班

☎ 095-895-2938

(株)日本政策金融公庫長崎支店農林水産事業農業食品課

☎ 0120-911-739

長崎県土地改良事業団体連合会総務部会員支援課

☎ 095-823-3101

【その他のパンフレット】

非補助農業基盤整備資金

国の補助を受けない土地改良事業・生活基盤整備事業等
に対して、低利の融資が受けられます。



長崎県土地改良事業団体連合会
(愛称：水土里ネット長崎)

土地改良施設の維持管理のために ～農業基盤整備資金のご案内～



農業基盤整備資金は、土地改良区などが行う土地改良施設の
維持管理事業に対して、用排水路や農道などの補修は勿論のこと、
土地改良区の事務所の建設、事務機器や巡回用車両等の購入など、
維持管理事業のあらゆる用途に幅広くご利用頂けます。

長崎県土地改良事業団体連合会
(愛称：水土里ネット長崎)